神戸市保健事業に係る研究倫理審査委員会専門部会審査要綱

令和元年 12月 16日 専門部会部会長決定

(趣 旨)

第1条 この要綱は、神戸市保健事業に係る研究倫理審査委員会運営要綱(平成 29 年 6月 29 日委員会委員長決定、以下「運営要綱」という。)第7条の規定に基づく、神戸市保健事業に係る研究倫理審査委員会専門部会(以下「専門部会」という。)における、審査判定に関し必要な事項について定める。

(部会長の職務代理)

第2条 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(準 用)

第3条 運営要綱第4条から第6条までの規定は、専門部会の審査判定に準用する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の審査判定に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和元年12月16日から施行する。